

「都市計画区域マスタープラン（改定素案）」に係る御意見の要旨と県の考え方について

都市計画区域マスタープラン（改定素案）について、令和3年9月29日（水）から10月29日（金）までの間、県ホームページを通じて、県民の皆様からの御意見を募集しました。

この結果、2名の方から2件の御意見をいただきました。貴重な御意見をお寄せいただきありがとうございました。いただきました御意見の要旨及びそれに対する県の考え方につきましては、以下のとおりです。

番号	圏域名	御意見の趣旨	県の考え方
1	中部圏域	宮崎大学医学部附属病院周辺は商業や福祉等の医療以外の都市機能が集約できていない。高齢化社会における大学病院周辺地域としてふさわしい土地利用のため、宮崎港と同様に市街化区域への編入を提案します。	<p>本県では、人口減少・高齢社会の進行への対応を背景としたコンパクトシティの形成を念頭に、都市的土地利用の拡大を抑制する方針としています。</p> <p>ただし、宮崎港については、法定計画である港湾計画に基づき整備が進められており、その整備の進捗に応じて必要な市街化区域への編入を行うこととしています。</p> <p>御意見の宮崎大学医学部附属病院周辺の市街化調整区域において、都市機能の集約を行うには、総合的な都市づくりの観点から、産業立地など都市的土地利用が必要と判断された場合であって、周辺環境との調和に留意しつつ地区計画等の活用など計画的な土地利用が図られることが必要となります。</p>
2	中部圏域	市街化調整区域の都市的土地利用については、住民等の意見を反映できるように「都市計画提案制度」を積極的に活用することを記載してほしい。	<p>都市計画提案制度は、住民等が都市計画行政に主体的かつ積極的に関わっていくことを期待し、また可能とするために制度化されたものです。</p> <p>この都市計画提案制度は、ほぼ全ての都市計画において活用が可能であるため、第4章第1節から第5節にある個別の都市計画に関する方針ではなく、第4章第6節の都市計画の推進に関する方針において、都市計画提案制度の活用について記載を追加します。</p>